

株式会社 E-コンツェルン

有料職業紹介事業許可番号 09-ユ-300238

返戻金について

・ 返戻金に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 1 か月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに
基づく解雇

より雇用契約を終了した場合、受領した紹介料から次に定める金額を求人者に返戻する制度
です。

1. 入社後 1 か月以内に雇用が終了した場合 100%

ただし、紹介手数料以外の費用（交通費等）などの費用は返戻致しません。また、返戻金
制度は有料職業紹介事業

契約者により別の定めをする場合があります。